別紙５

精神障害者ピアサポーター養成・支援事業について

１．事業の目的

この事業は、ピアサポートの普及啓発、サポーターの養成や活動支援の充実を図り、ピアサポーターが精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、及び必要な助言を行う等の活動に取り組むことで、精神障害者が安心して生活をできるよう支援を拡充するとともに、社会参加の促進を図ることを目的とする。

２．事業内容

（１）ピアサポーターの活動コーディネート

本事業を実施するにあたり、常勤職員１名以上、非常勤職員１名以上を配置し事業のコーディネートを行う。

また、常勤職員のうち少なくとも１名は福祉・医療に関する国家資格（精神保健福祉士、社会福祉士又は介護支援専門員）を有する者とする。

（２）ピアサポートについての普及啓発等

事業実施地域を中心とした市民との交流活動等を行う。

市内事業所に対するピアサポート事業の普及活動等を行う。

ピアサポート活動に関連する事業者、当事者等の交流会等を行う。

（３）ピアサポーターの養成等

ピアサポーター養成研修、スキルアップ研修等の実施。

（４）ピアサポーターの派遣等

相談事業、地域移行支援等の活動に対しピアサポーターの派遣等を行う。

（５）ピアサポーターによる相談支援事業

ピアサポーターが相談担当者となり、精神障害者からの相談に応じ必要な助言、情報提供等を行う。

（６）事業についての報告書作成

本事業の成果、本市におけるピアサポート活動の課題と今後についての報告書作成を行う。

（７）その他、目的に沿った活動

※　注意事項

業務上必要な個人情報等については、受託業者が川崎市個人情報保護条例及び関連規則の規定に従い適正に管理しなければならない。